調査結果はどのように利用されますか?

国や地方公共団体の施策の立案に 幅広く活用されています

国民の生活時間や生活行動の実態を明らかにする社会生活基本調査は、 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、男女共同参画社会の形成、 少子高齢化対策といった行政施策のための基礎資料として利用されている ほか、地方公共団体におけるスポーツや文化振興、ボランティア活動の推進と いった地域振興などに幅広く利用されています。



仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の 推進のために

政府の「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月29日 仕事と 生活の調和推進官民トップ会議にて決定)では、「仕事と生活の調和が実現した社会」 を実現するため、企業や国民の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を 定めています。

同方針の中で、社会生活基本調査からわかる「6才未満の子どもを持つ夫の育児・ 家事関連時間」が、男女が協力して子育てに関わることによる多様な働き方の選択 の実現に関する数値目標として利用されています。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)とは

仕事と生活の調和が実現した社会は、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・ 実現できる社会とされます。

具体的には

- (1) 就労による経済的自立が可能な社会
- (2)健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- (3) 多様な働き方・生き方が選択できる社会

であり、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象を解決する取組みとして、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現が注目されています。



また、仕事と生活の調和の進展度合いの把握を目的として「仕事と生活の調和」 実現度指標が定められており、そこでも社会生活基本調査からわかる生活時間や さまざまな活動の状況が利用されています。

「仕事と生活の調和」における個人の実現度指標の作成に 用いられている社会生活基本調査の結果

項目	社会生活基本調査の結果
仕事・働き方	出勤時間の多様性
	通勤時間
家庭生活	有業者の家族と一緒にいた平均時間
	家事・育児・介護等の総平均時間の男女比率
	6歳未満の子どものいる者の家事・育児の 総平均時間の男女比率
地域・社会活動	ボランティア活動・社会参加活動の総平均時間
	交際・つきあいの総平均時間
	ボランティア活動・社会参加活動の年間行動者率 (有業者・無業者別)
	交際・つきあいの年間行動者率(有業者・無業者別)
学習や趣味娯楽等	学習・研究の総平均時間
	趣味・娯楽等の総平均時間
	学習・研究の年間行動者率(有業者・無業者別)
	趣味・娯楽等の年間行動者率(有業者・無業者別)
健康・休養	休養・くつろぎの総平均時間

36

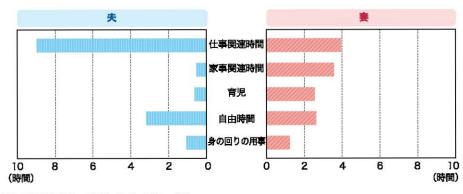
男女共同参画社会の形成のために

男女が共にその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成は、 我が国の重要な政策課題の一つです。このため政府は、男女共同参画社会基本法 (平成11年法律第78号)を制定し、さまざまな施策を推進しています。

この法律に基づく「男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)では、男女の置かれた状況を客観的に把握するための統計の整備を、重要な施策の一つとしてあげています。

特に男女の家事,育児,介護等,無償労働の把握のための基礎資料として,社会生活基本調査における生活時間の把握が欠かせないものとなっています。

6歳未満の子供を持つ共働き世帯における主な行動の種類別生活時間 - 平成23年

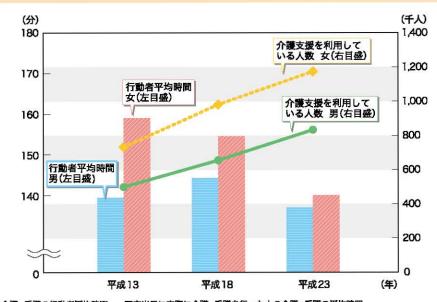


(注) 仕事関連時間・・・「仕事」、「通動・通学」の合計 家事関連時間・・・「家事」、「買い物」の合計

自由時間・・・・「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」、「休養・くつろぎ」、「趣味・娯楽」、「スポーツ」、「交際・つきあい」の合計

6歳未満の子供を持つ共働き世帯の夫婦の生活時間を比較すると、仕事関連時間は夫が長く、家事関連時間、育児時間は、妻が長くなっています。

介護支援を利用している人数及び介護・看護の行動者平均時間(過全体, 15歳以上) - 平成13 ~ 23年



(注)介護・看護の行動者平均時間・・・調査当日に実際に介護・看護を行った人の介護・看護の平均時間

介護支援を利用している人が増加し,介護・看護を行った時間は減少している ことがわかります。



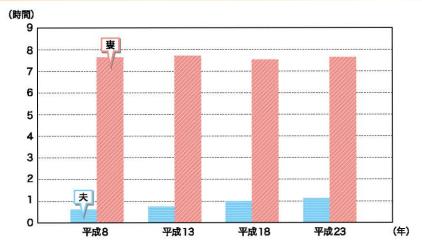
少子化社会への対策のために

少子化の背景には、育児の負担感が大きいこと、仕事と家庭生活との両立が困難であること、若年層の失業者や低所得者の増大など若者の社会的自立を難しくしている社会経済状況といった問題が指摘されています。

少子化に対処するための施策の指針である「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では、男性の家事・育児への参画が少ないことが少子化の原因の一つであり、従来の働き方に関する意識を含めた改革が必要とされています。

社会生活基本調査では、男女別の家事関連時間の状況など、少子化対策の施策に必要な基礎資料を提供しています。

6 歳未満の子供を持つ夫・妻の家事関連時間(夫婦と子供の世帯, 週全体) - 平成8~23年



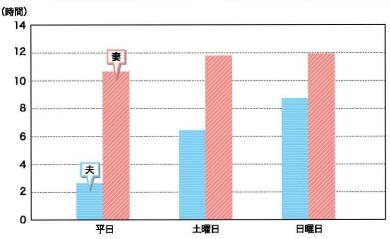
(注)家事関連時間・・・「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計

40

夫の家事関連時間は15年で2倍近くに増加したものの,妻の約7分の1となっています。

また、社会生活基本調査では、生活時間の過ごし方の中で、行動するときに「一緒にいた人」を併せてとらえています。ここから親子のふれあい時間、子供の生活の実態なども明らかにすることができます。

曜日別子供と一緒にいた時間(子供のいる世帯のうち末子が6歳未満の夫・妻) - 平成23年



※1日当たりの平均時間。

末子の年齢が6歳未満の子供を持つ夫婦が子供と一緒にいた時間を曜日別にみると、妻が子供と一緒にいる時間に大きな差はありませんが、夫は日曜日が最も長く、曜日による差が大きくなっています。



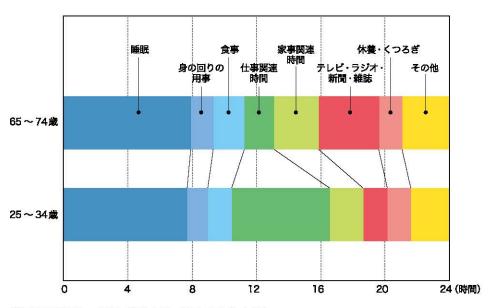
高齢社会対策のために

急速に進む高齢化への対策のためには、高齢者の就業・社会参加や、健康・福祉など多方面にわたる取組を進めていくことが必要です。

国や地方公共団体では、ひとりでいた時間や家族といた時間など高齢者の時間の 過ごし方や、スポーツ、趣味・娯楽、ボランティア活動などを行った高齢者の割合など に関して、社会生活基本調査の結果を活用しています。



若年者と比較した高齢者の1日の生活時間(週全体) - 平成23年



(注) 家事関連時間・・・「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計 仕事関連時間・・・「仕事」、「通動・通学」の合計

高齢者は仕事時間が減った分の多くを、テレビなどのメディアを見ることに 振りむけているという現状が浮かび上がっています。